

青森県報

第千百三十四号

令和八年
十月二十六日
(月曜日)

目次

告 示

- 介護保険法による居宅サービス事業者の指定…………… (高 齢 福 祉 保 險 課) …… 一
- 介護保険法による介護予防サービス事業者の指定…………… (同) …… 一
- 喀痰吸引等業務の登録…………… (同) …… 一
- 障害福祉サービス事業者の指定…………… (障 害 福 祉 課) …… 二
- 特定第二号漁業者の漁獲・特定養殖共済加入義務の発生…………… (水産振興課) …… 二
- 農地を利用する権利の設定の裁定…………… (構造政策課) …… 二

告

示

青森県告示第五百四十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

令和八年十月二十六日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

青森県告示第五百四十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第一百五条の十第一号の規定により公示する。

令和八年十月二十六日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

指定介護予防サービス事業者		介護予防サービスの種類		介護予防サービス事業を行う事業所		指 定 年 月 日
氏 名 又 は 名	主たる事務所の所在地又は住所	介護予防サービスの種類	名 称	所 在 地		
ライフサポート会社	黒石市大字上十川字柳澤四五	介護予防用具貸与	ライフサポート会社	黒石市大字上十川字柳澤四五	〃	令和八・二・一

指定居宅サービス事業者		居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う事業所		指 定 年 月 日
氏 名 又 は 名	主たる事務所の所在地又は住所	訪問介護	名 称	所 在 地	
株式会社セイント	弘前市大字代官町九七の一メゾン代官二〇六号	あいヘルパーステーション	北津軽郡板柳町大字三千石木賊九九の一	〃	令和八・二・一

青森県告示第五百四十六号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十八条の三第一項の規定により、次のとおり略痰吸引等業務の登録をしたので、同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

令和八年十月二十六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

登録番号	登録年月日	氏名又は名称	住所	事業名称	所在地	業務開始年月日	備考
〇二五〇 二二八	令和 八・九・二 元	社会福祉 法人拓心 会	五所川原 市大字水 戸野尾字 懸三二二 の三	デイサー ビス浅井	五所川原 市大字浅 吉色一六 三の	令和 八・〇・一	通所介護

青森県告示第五百四十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

令和八年十月二十六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

指定障害福祉サービス事業者	名称		障害福祉サービスの種類
	主たる事務所の所在地		
特定非営利活動法人みらいと	弘前市大字駅前三丁目一五の五		就労継続支援A型
障害福祉サービスを行う事業所	名称		所在地
	デジタルボみらいと		
	弘前市大字駅前町九の二〇ヒロ四階		
指定年月日	令和八・〇・一		

特定非営利活動法人みらいと	弘前市大字駅前 三丁目一五の五	就労継続 支援B型	デジタルボ み	弘前市大字駅前 町九の二〇 ヒロ四階	〃
---------------	--------------------	--------------	------------	--------------------------	---

青森県告示第五百四十八号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

令和八年十月二十六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

発起人の住所及び氏名（名称）	区	域	区	分
下北郡風間浦村大字蛇浦字古釜谷平七 大野 富士雄 下北郡風間浦村大字蛇浦字蛇浦二九の一 中塚 義光	風間浦第三区域 風間浦漁業協 同組合の地区 のうち、大字 蛇浦の区域		総トン数十トン 未満の漁船によ り行う漁業であ って、主として あんこう刺網漁 業	

公 告

農地を利用する権利の設定の裁定

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第二項において読み替えて準用する同法第三十九条第一項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第四十一条第三項の規定により公告する。

令和八年十月二十六日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

一 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所 在 及 び 地 番	地 目	面積(平方メートル)
十和田市大字切田字野月平三五の一	畑	三、四六九
十和田市大字切田字野月平三六の一	畑	一、七七二
十和田市大字切田字野月平三七	畑	一、四六九
十和田市大字切田字野月平三八の一	畑	八、〇二三
十和田市大字切田字野月平三九の三	畑	七、九七六
十和田市大字切田字野月平四三の一	畑	一、〇一九

二 利用権の内容

農 地 の 区 分	利用権の内容
十和田市大字切田字野月平三五の一	賃借権
十和田市大字切田字野月平三六の一	賃借権
十和田市大字切田字野月平三七	賃借権
十和田市大字切田字野月平三八の一	賃借権
十和田市大字切田字野月平三九の三	賃借権
十和田市大字切田字野月平四三の一	賃借権

三 利用権の始期及び存続期間

農 地 の 区 分	利用権の始期	存続期間
十和田市大字切田字野月平三五の一	令和八年二月二〇日	一〇年
十和田市大字切田字野月平三六の一	令和八年二月二〇日	一〇年
十和田市大字切田字野月平三七	令和八年二月二〇日	一〇年
十和田市大字切田字野月平三八の一	令和八年二月二〇日	一〇年
十和田市大字切田字野月平三九の三	令和八年二月二〇日	一〇年
十和田市大字切田字野月平四三の一	令和八年二月二〇日	一〇年

四 借賃に相当する補償金の額

農 地 の 区 分	借賃に相当する補償金の額(円)
十和田市大字切田字野月平三五の一	〇
十和田市大字切田字野月平三六の一	〇
十和田市大字切田字野月平三七	〇
十和田市大字切田字野月平三八の一	〇
十和田市大字切田字野月平三九の三	〇
十和田市大字切田字野月平四三の一	〇

五 補償金の支払の方法

利用権の始期までに利用権を設定すべき農地の所在地の供託所に補償金を供託す

ること。

六 利用権を設定すべき農地の所有者等に係る情報

農 地 の 区 分	所有者等に係る情報
十和田市大字切田字野月平三五の一	令和二年七月に登記名義人が死亡し、所有者が確知できない状態となっている。
十和田市大字切田字野月平三六の一	令和二年七月に登記名義人が死亡し、所有者が確知できない状態となっている。
十和田市大字切田字野月平三七	令和二年七月に登記名義人が死亡し、所有者が確知できない状態となっている。
十和田市大字切田字野月平三八の一	令和二年七月に登記名義人が死亡し、所有者が確知できない状態となっている。
十和田市大字切田字野月平三九の三	令和二年七月に登記名義人が死亡し、所有者が確知できない状態となっている。
十和田市大字切田字野月平四三の一	令和二年七月に登記名義人が死亡し、所有者が確知できない状態となっている。